



大労基発 1013 第1号  
令和 3年 10月 13日

建設業労働災害防止協会  
大阪府支部長 殿

大阪労働局労働基準部長



陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組に  
ついて（協力依頼）

～ロールボックスパレット（カゴ車）等の安全な取扱い等荷役災害対策の推進～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局におきましては、労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止計画」（平成30年度から令和4年度までの5カ年計画）において、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という）を重点業種として、厚生労働省において作成した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、以下「荷役ガイドライン」という）に基づく安全対策の徹底に取り組んでおります。

貴団体及び貴団体傘下の会員事業者の皆様方の労働災害の削減に向けたご尽力により、陸運業における死亡災害は全国の件数は着実に減少しておりますが、当局における陸運業における死亡災害は9月末現在で9人と、前年同期に比べ4人増加しています。

休業4日以上之死傷災害につきましては、全国では、令和2年は15,815件と前年と比べて2.8%増加しており、平成29年と比べて7.5%の増加となり、当局においても、令和2年は1,364件と前年と比べて1.6%増加し、平成29年と比べると9.8%の増加となっています。

さらに、令和2年の全国での死傷年千人率は8.94となり、全産業の2.33と比べ約4倍と極めて高い水準にあるなど、大変憂慮すべき状況にあります。

陸運業における労働災害は、約7割が荷役作業時に発生しており、特に荷台等からの墜落・転落が最も多く発生しています。

また、ロールボックスパレット（カゴ車）の取扱い中の災害も多発（令和2年は全国で約千件発生）しており、その約8割が不適切な取扱いが原因で発生していることから、ロールボックスパレット（カゴ車）の安全な取扱い方法の徹底が重要です。（別添1参照）

陸運業が発展していく中で、安全な職場環境の形成は事業を継続する上での重要な課題であり、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題です。

このため、令和3年9月29日付で厚生労働副大臣から陸運業における労働災害防止に向けた一層の取組について、陸運業を代表して陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長あて協力要請を行ったところです。

また、ロールボックスパレットの安全対策を推進するため、厚生労働省と独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所等において、別添2の「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します!」を、さらに、厚生労働省において、ロールボックスパレットの取扱いによる労働災害を防ぐための留意事項をまとめたチェックリストを別添3のとおり作成いたしました。

つきましては、陸運業のみならず陸運関係業界全体による取組を進めていただきたく、貴団体におかれましても、現下の陸運業における労働災害発生状況及びロールボックスパレット（かご車）取扱中の労働災害発生状況（別添1）について貴団体傘下の会員に共有していただくとともに、これら資料（別添2及び別添3）を貴団体のホームページへの掲載、関係事業場が参集する会合での配布、会報の送付、会員向けのメールマガジンの配信等、あらゆる機会を捉え会員事業者に周知いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。

加えて、会員事業者から顧客等の関係事業者に対しても本資料を活用、周知いただけますよう、お願ひ申し上げます。

- 別添1    ロールボックスパレットの取扱い作業中の労働災害発生状況  
          （本通達の別添1）
- 別添2    パンフレット「改良しましょう ロールボックスパレット 3つ  
          のポイントを提案します!」（本通達の別添2）
- 別添3    リーフレット「ロールボックスパレット／テールゲートリフター  
          ー 使う前の5つの基本チェックリスト」（本通達の別添3）

(参考)

- 1 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」(平成27年9月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000098499.pdf>

労働安全衛生研究所

[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2015\\_02/rbp\\_a3.Pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2015_02/rbp_a3.Pdf)

- 2 「テールゲートリフターを安全に使用するために」(平成30年4月)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000212477.pdf>

労働安全衛生研究所

[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018\\_01/tgl\\_a3\\_r.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2018_01/tgl_a3_r.pdf)

- 3 「改良しましょう ロールボックスパレット 3つのポイントを提案します！」(令和2年7月) (本通達の別添2)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805042.pdf>

労働安全衛生研究所

[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2021\\_02/kairyo\\_rbp\\_A3.Pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2021_02/kairyo_rbp_A3.Pdf)

- 4 「ロールボックスパレット/テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト」(令和3年9月) (本通達の別添3)

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836762.pdf>